

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザル

技術提案書作成要領 正誤表

下記のとおり、誤記がありましたので訂正します。

正誤箇所	誤	正
2/4ページ 第2章2（2）ウ（ウ）	設計業務実績とは、平成20年4月1日以降に元請けとして受注し、本プロポーザル公告日までに完了した、平成31年国土交通省告示第98号別添二の <u>類型第七号（幼稚園に限る。）</u> 、 <u>類型第十一号（保育園に限る。）</u> 、 <u>類型第十二号第1類（公民館、集会場、コミュニティーセンター等）のうちいずれかに該当する、</u> 延べ面積が5,000㎡以上の新築又は改築工事に係るもので、国又は地方公共団体等が発注者であるものとする。	設計業務実績とは、平成20年4月1日以降に元請けとして受注し、本プロポーザル公告日までに完了した、 <u>延べ面積</u> 5,000㎡以上の <u>学校（学校教育法に定めるものをいう。）</u> の新築又は改築工事に係るもので、国又は地方公共団体等が発注者であるものとする。